

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉給水ポンプ（A）振動記録計のカップリング側軸受部の振動指示値（垂直方向）に指示値不良（変動）が認められたため、当該振動記録計及び計測回路を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	主タービン速度指示計に指示値不良（精度外れ）が認められたため、当該速度指示計及び計測回路を点検・修理	GⅢ	
3	3号機	計装用空気系の定例試験において、空気貯槽圧力指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
4	4号機	原子炉隔離時冷却系蒸気配管ドレンポットのバイパス弁点検において、弁体及び弁座シート面に浸食が認められたため、当該弁体及び弁座を修理	GⅢ	
5	4号機	原子炉補機冷却系サージタンクにレベルの低下傾向が確認されたため、淡水側の放射線量及びトリチウム濃度を分析（分析結果：検出限界値未満）並びに漏えい箇所を特定後、修理	GⅢ	
6	4号機	非放射性ドレン系非常用ディーゼル発電設備（A）室スチームドレンサンプポンプ出口の放射線検出器下流側ドレン弁の銘板に機器番号の誤記が認められたため、当該銘板を修正	GⅢ	
7	4号機	非放射性ドレン系タービン建屋スチームドレンサンプポンプ出口の放射線検出器下流側ドレン弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	直流125V電源設備充電器盤（B）の点検において、充電回路用電解コンデンサに容量不足（経年劣化と推定）が認められたため、対応検討	GⅢ	
9	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）の運転試験において、同発電機の集電環部カバーと回転子の接触が認められたため、当該集電環部カバーの取付位置を修正	GⅡ	3月7日再審議にて グレード変更 GⅢ→GⅡ
10	5号機	原子炉建屋換気空調系主給気出口隔離弁の点検において、空気貯槽閉止栓部より微量のエアリークが認められたため、当該閉止栓部を点検・修理	GⅢ	
11	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液移送ポンプ内の洗浄水による洗浄操作の際、同系シール水タンクにレベルの上昇が確認された。同ポンプ洗浄水が同ポンプのシール水配管より流入したことにより、シール水タンクのレベルが上昇したものと推定されたため、当該ポンプのメカニカルシールを点検・修理	GⅢ	
12	5号機	非常用ディーゼル発電設備補機冷却海水系の非常用ディーゼル発電設備（A）室空調機（A）出口弁のグランド部より海水の微量リークが認められたため、当該グランド部を点検・修理	GⅢ	
13	5号機	5、6号機共用濃縮廃液移送ポンプ入口側配管の洗浄水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）室油滴分離器用差圧スイッチの点検において、同差圧スイッチ内部部品に損傷が認められたため、当該差圧スイッチを交換	G III	
15	6号機	廃棄物処理系使用済樹脂移送ポンプ（A）出口圧力指示計の検出配管接続部より水の微量リーク（1分間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該配管接続部を点検・修理	G III	
16	集中環境施設	480V集中環境施設電源設備（A）の母線電圧指示計の点検において、指示値不良（精度外れ）が認められたため、当該電圧指示計を交換	G III	
17	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）の一酸化炭素／酸素ガス分析装置に「自動校正の故障」を示す警報が発生したため、当該装置を点検・修理	G III	
18	その他	福島県の依頼による「特定高圧ガス消費者に係わる消費施設自主点検」において、当所構内入口（正門等）に掲示すべき警戒標識「高圧ガス製造所」の紛失が認められたため、当該標識を標示	G II	
19	その他	構内風向・風速観測装置（ドップラーソーダ※）において、計測データの欠落（不定期な停止）が認められたため、当該装置を点検・修理 ※風向と風速をリアルタイムで観測することが可能な測定器	G III	